

## 介護報酬の地域区分の見直しについて

### 1 はじめに

#### (1) 介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映するため「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

**【参考】 介護報酬の算定 (現在の水戸市の場合)**

|                |   |   |   |                |
|----------------|---|---|---|----------------|
| サービスごとに算定した単位数 | × | サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価 (10.27円～10.42円) | = | 事業者を支払われるサービス費 |
|----------------|---|---|---|----------------|

#### (2) 地域区分について

- 介護報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増ししている。
- 平成24年度介護報酬改定で地域手当(※注)に準拠する見直しを行った。  
※注 民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点による公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当のこと。
- 見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、国が自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置(今回の見直しによる最終的な地域区分及び上乘せ割合の範囲内の区分で設定)を講じた。

**【参考】 地域区分における1単位の単価**

|          |        | 1級地    | 2級地    | 3級地    | 4級地    | 5級地    | 6級地    | 7級地    | その他 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 上乘せ割合    |        | 20%    | 16%    | 15%    | 12%    | 10%    | 6%     | 3%     | 0%  |
| 人件費割合 ※1 | 70% ※2 | 11.40円 | 11.12円 | 11.05円 | 10.84円 | 10.70円 | 10.42円 | 10.21円 | 10円 |
|          | 55% ※3 | 11.10円 | 10.88円 | 10.83円 | 10.66円 | 10.55円 | 10.33円 | 10.17円 | 10円 |
|          | 45% ※4 | 10.90円 | 10.72円 | 10.68円 | 10.54円 | 10.45円 | 10.27円 | 10.14円 | 10円 |

※1 介護サービス種類ごとに介護報酬に人件費が占める割合での区分

※2 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※3 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護

※4 通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 2 国の方針について

### (1) 経緯

平成 28 年 11 月 16 日開催の第 132 回社会保障審議会介護給付費分科会における議論の結果を踏まえ、審議報告において、

- 地域区分については、特例を設けること
- 平成 32 年度末まで経過措置を講じること
- 対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、平成 30 年度介護報酬改定において実施することが適当であるとされた。

上記の取扱いについては、上記分科会の議論や審議報告の内容を踏まえ、**平成 30 年度以降の新たな設定方法の適用について、自治体の意向確認を実施**することとなった。

### (2) 国における地域区分の見直し手法案

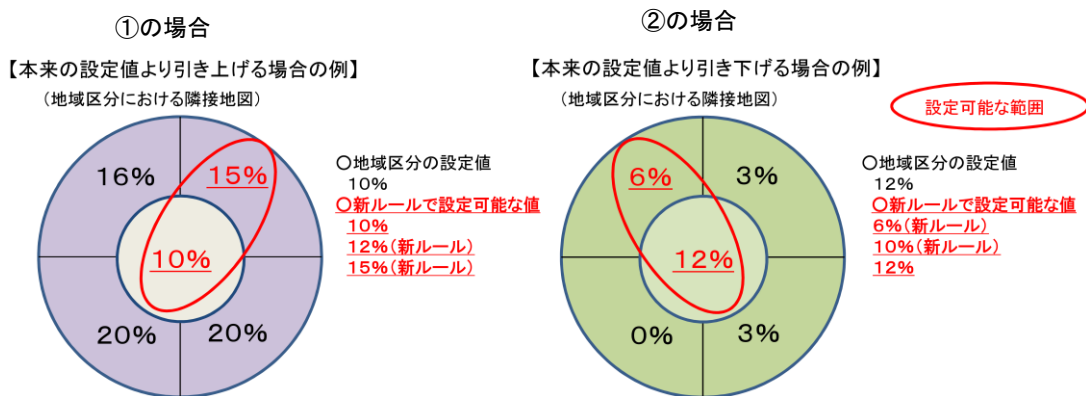
ア 地域区分設定の特例（完全囲まれルール（以下「新ルール」という））

#### 【対象地域】

- ① 現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも 1 区分以上高い地域
- ② 現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも 1 区分以上低い地域

#### 【変更可能な範囲】

- ① 「当該地域の地域区分設定値」から「隣接地域のうち一番低い区分」の中で選択可能
- ② 「当該地域の地域区分設定値」から「隣接地域のうち一番高い区分」の中で選択可能



(出典：平成 28 年 11 月 16 日第 132 回社会保障審議会介護給付費分科会資料)

イ 平成 29 年度時点の経過措置を平成 32 年度末まで継続

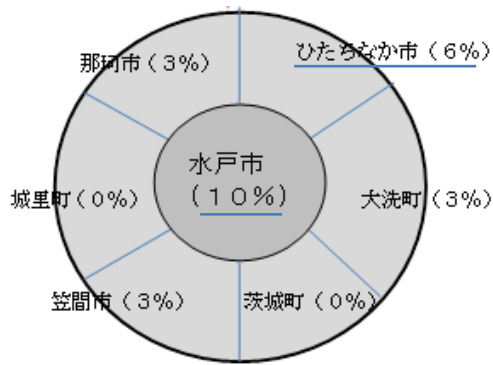
### 3 水戸市の状況について

#### (1) 地域区分の経過措置の状況

|                  |        |               |
|------------------|--------|---------------|
| 平成 24 年度から 26 年度 | 3 %    | 本来の地域区分は 3 %  |
| 平成 27 年度から 29 年度 | 6 % ※注 | 本来の地域区分は 10 % |
| 平成 30 年度から 32 年度 | 検討     |               |

※注 平成 27 年度改定に基づく地域区分は 10%であったが経過措置を適用して 6%と設定

#### (2) 平成 30 年度以降の地域区分の状況



#### 【設定可能な範囲】

- 本来の地域区分の設定値・・・10%
- 特例で設定可能な値・・・・・・10%又は6%

#### 【参考】地域区分見直しによるサービス費の比較

- ① 訪問介護(所要時間 20 分以上 30 分未満の身体介護中心のサービスを利用した例(1 回分))

|          | (単位数)  | (1 単位の単価) | (サービス費)                        |
|----------|--------|-----------|--------------------------------|
| 6%の場合 :  | 245 単位 | × 10.42 円 | = 2,552 円                      |
| 10%の場合 : | 245 単位 | × 10.70 円 | = 2,621 円 <u>69 円(2.7%)の増加</u> |

- ② 施設サービス (要介護 3 の認定を受けた方が特別養護老人ホームに入所した例 (1 日分))

|          | (単位数)  | (1 単位の単価) | (サービス費)                         |
|----------|--------|-----------|---------------------------------|
| 6%の場合 :  | 682 単位 | × 10.27 円 | = 7,004 円                       |
| 10%の場合 : | 682 単位 | × 10.45 円 | = 7,126 円 <u>122 円(1.7%)の増加</u> |

### 4 水戸市における平成 30 年度からの地域区分の方針 (案)

地域区分により、サービス費用及び介護保険料への影響が見込まれるが、

- 介護サービス事業所の事業運営の改善による、市民への安定したサービス提供の確保
- 介護サービスと他産業との賃金格差の縮減による介護職員の人材確保

以上の観点から、経過措置による現行 6%の設定を見直し、平成 30 年度から本来の地域区分の 10%とする。